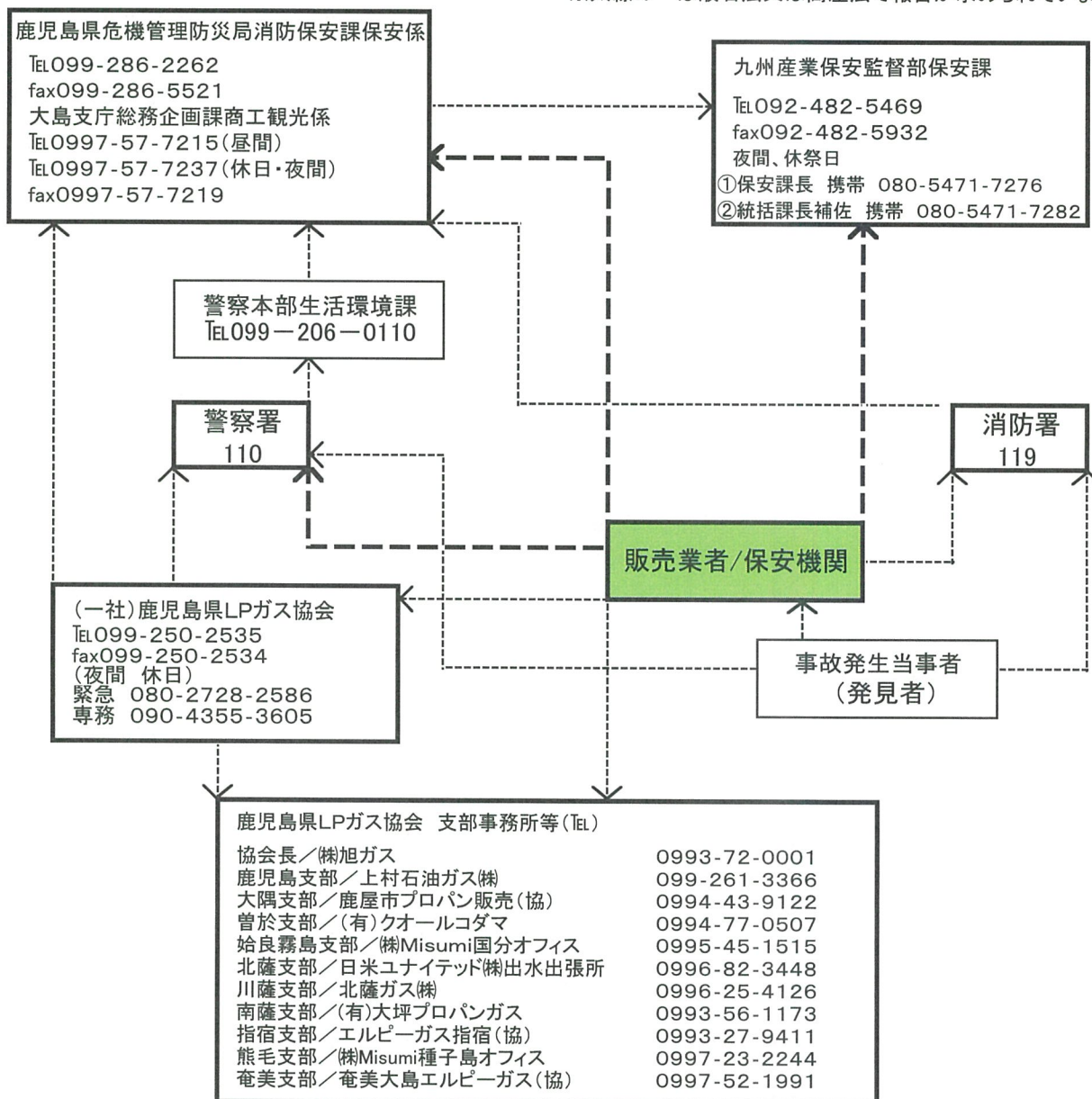


LPガス事故・災害発生時の緊急連絡体制図(平成19年6月～) ※令和6年10月更新

(一社)鹿児島県LPガス協会

※太線の→は液石法又は高圧法で報告が求められています。



①液化石油ガス販売事業者(※1)は、高圧法第63条により、次の場合、遅滞なく事故発生場所を管轄する都道府県知事又は警察官に報告を行うこと。

○その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

○その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(※1)なお、同条による報告は第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者にも課せられます。

②但し、特定消費設備(※2)に係る事故で重大事故(※3)に該当する場合、電話・FAX等、その他方法(※4)で事故発生場所を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事に報告することになっています。

※2 消費設備の中で、ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。

※3 特定消費設備の使用に伴い、死亡し中毒し又は酸素欠乏症となった事故、又は特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故。

※4 電話、FAX等その他適当な方法により事故発生日時、場所、概要、原因及び当該特定消費設備の製造者の名称、機種、型式等を報告する。

③保安機関は、液石法施行規則第132条により、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときに遅滞なくその旨を警察官に届け出ること。

☞ 報告の書式は、県LPガス協会HPに掲載しております。ご不明な点はお問い合わせください。